

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令

令和 5 年 3 月 15 日

警察本部訓令第 11 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第2条 条例第5条第1項前段の規定による通知に係る同項第11号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- (2) 条例第5条第1項第8号に該当するときは、その理由
- (3) 法第90条第1項ただし書又は法第98条第1項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第5条第1項後段の規定による変更の通知に係る同項第11号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第3条 本部長は、個人情報ファイル簿に法第75条第1項に規定する事項のほか、前条第1項第3号に掲げる事項を記載しなければならない。

(条例第5条第2項第9号の規則等で定める数)

第4条 条例第5条第2項第9号の規則等で定める数は、1,000人とする。

(条例第5条第2項第10号の規則等で定める個人情報ファイル)

第5条 条例第5条第2項第10号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（ア及びイに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 当該機関以外の行政機関等の職員

イ アに掲げる者であった者

ウ 条例第5条第2項第3号に規定する者又はア若しくはイに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第5条第2項第3号に規定する者及び前号に掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(開示等請求の受付及び開示の実施)

第6条 法第76条第1項の規定による開示請求、法第90条第1項の規定による訂正請求及び法第98条第1項の規定による利用停止請求（以下「開示等請求」という。）の受付は、次の各号に掲げる所属に設置した窓口において行う。

(1) 総務部文書課

(2) 警察署（当該警察署の長が保有する保有個人情報の開示等請求に限る。）

2 法第87条の規定による開示の実施の窓口は、前項と同様とする。

3 開示等請求の受付及び開示の実施を行う日時は、埼玉県条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第7条 本部長は、法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載するよう求めなければならない。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）の別

(2) 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

(3) 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示決定の際に通知すべき事項)

第8条 本部長は、法第82条第1項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第9条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる方法とする。ただし、第3号に掲げる方法にあつては当該保有個人情報が記載されている

文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、埼玉県警察がその保有する処理装置により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- (1) 文書又は図画（法第 87 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧
- (2) 文書又は図画を複写機により日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付
- (3) 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

2 電磁的記録についての開示の実施の方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前 2 項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあっては、本部長が適当と認める方法により開示を行う。

（開示の実施における本人確認手続等）

第 10 条 本部長は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあっては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出するよう求めなければならない。

- (1) 令第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる書類
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため本部長が適当と認める書類

2 本部長は、写しの送付の方法により開示の実施を求める者に対し、法第 82 条第 1 項の規定による通知に係る書面その他の本部長が適当と認める書類を提出するよう求めなければならない。

3 本部長は、法第 76 条第 2 項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人に対し、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として本部長が適当と認めるものを本部長に提示し、又は提出するよう求めなければならない。

（開示の実施に要する費用）

第 11 条 条例第 20 条第 2 項の規定による開示の実施に要する費用の額は、本部長が別に定める。

2 開示の実施に要する費用は、前納とする。

(送付に要する費用の納付方法)

第12条 令第28条第4項後段の規定による送付に要する費用の納付方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便切手で納付する方法

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第1項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

2 写しの送付の費用は、前納とする。

(訂正請求等に関する代理人の記載事項の規定の準用)

第13条 第7条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求にあつては「第90条第2項」と、利用停止請求にあつては「第98条第2項」と読み替えるものとする。

(様式)

第14条 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法第77条第1項の書面 保有個人情報開示請求書(様式第1号)

(2) 法第77条第2項の書面 委任状(様式第2号)

(3) 法第77条第2項の書面 委任状(様式第3号)

(4) 法第82条第1項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)

(5) 法第82条第1項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第5号)

(6) 法第82条第2項の書面 保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(様式第6号)

(7) 法第83条第2項の書面 保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第7号)

(8) 法第84条の書面 保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第8号)

(9) 法第85条第1項前段の規定に係る書面 保有個人情報の開示請求に係る事案移送書(様式第9号)

(10) 法第85条第1項後段の書面 保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書(様式第10号)

(11) 法第86条第1項の規定による通知に係る書面 保有個人情報の開示決定等に関する意見

照会書（様式第 11 号）

- (12) 法第 86 条第 2 項の書面 保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書（様式第 12 号）
- (13) 法第 86 条第 1 項又は第 2 項の意見書 保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第 13 号）
- (14) 法第 86 条第 3 項（法第 107 条第 1 項において準用する場合を含む。）の書面 保有個人情報開示決定に係る通知書（様式第 14 号）
- (15) 法第 87 条第 3 項の規定による申出に係る書面 保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第 15 号）
- (16) 法第 91 条第 1 項の書面 保有個人情報訂正請求書（様式第 16 号）
- (17) 法第 91 条第 2 項の書面 委任状（様式第 17 号）
- (18) 法第 91 条第 2 項の書面 委任状（様式第 18 号）
- (19) 法第 93 条第 1 項の書面 保有個人情報訂正決定通知書（様式第 19 号）
- (20) 法第 93 条第 2 項の書面 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第 20 号）
- (21) 法第 94 条第 2 項の書面 保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第 21 号）
- (22) 法第 95 条の書面 保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第 22 号）
- (23) 法第 96 条第 1 項前段の規定に係る書面 保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書（様式第 23 号）
- (24) 法第 96 条第 1 項後段の書面 保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書（様式第 24 号）
- (25) 法第 97 条の書面 提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書（様式第 25 号）
- (26) 法第 99 条第 1 項の書面 保有個人情報利用停止請求書（様式第 26 号）
- (27) 法第 99 条第 2 項の書面 委任状（様式第 27 号）
- (28) 法第 99 条第 2 項の書面 委任状（様式第 28 号）
- (29) 法第 101 条第 1 項の書面 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 29 号）
- (30) 法第 101 条第 2 項の書面 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第 30 号）
- (31) 法第 102 条第 2 項の書面 保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第 31 号）
- (32) 法第 103 条の書面 保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第 32 号）

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の廃止)

2 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令（平成 18 年警察本部訓令第 14 号）は、廃止する。

附 則 （令和 7 年 3 月 4 日本部長訓示第 4 号）

この訓令は、令和 7 年 3 月 4 日から施行する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県警察本部長

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 （ ） _____

個人情報の保護に関する法律第76条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報（具体的に記載してください。）	
------------------------------	--

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕		☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
本人の 状況等	（ふりがな）	
	本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 （ ）
	本人の状況 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者

(注) 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施 の方法 開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にレ印を付してください。	1 文書又は図画の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 (☐ 送付を希望) 2 電磁的記録の場合 ☐ 用紙に出力したものの閲覧 ☐ 用紙に出力したものの交付 (☐ 送付を希望) ☐ 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 ☐ 電磁的記録媒体に複製したものの交付 (☐ 送付を希望)
開示の実施の希望 日	年 月 日

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 （ 代理人が請求する場合は 代理人の本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他（ ）
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐ 委任状（次の書類の添付を求めること。） （ ☐ 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 ☐ 本人の運転免許証の写し ☐ 本人の個人番号カードの写し ☐ その他（ ） ）
担当所属	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

委任状

（代理人）

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける
権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける
権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施
を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前
30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）
等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第 1 項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができ る日時	
開示の場所	
求めることができる開示 の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場 合の準備日数及び送付に 要する費用	(準備日数) 日 (費用) 円
担当所属	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄

に記載された日時から、希望の日時を保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない情報及びその理由	
開示を実施することができる日時	
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用	(準備日数) 日 (費用) 円
担当所属	電話番号
備考	

(注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格）を証明する書類を担当者に提示し、又は

提出してください。

- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時から、希望の日時を保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、埼玉県を被告と

して、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、開示請求があった日から45日以内に当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該保有個人情報の相当の部分についての開示決定等及び残りの保有個人情報についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日
担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、
個人情報の保護に関する法律第85条第 1 項前段の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本 人 の 氏 名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、
個人情報の保護に関する法律第85条第1項後段の規定により、次のとおり移送したので通
知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人 情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)
	(連絡先) 担 当 所 属 名 : 所 在 地 : 電 話 番 号 :

担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定に基づき、
に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。
当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。
なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先（担当所属）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定に基づき、
に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。
当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。
なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	(適用区分) ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先（担当所属）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）

埼玉県警察本部長

（ふりがな）

氏 名 _____

（法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名）

住所又は居所

〒

_____ 電話 _____（ ） _____

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答
します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示についての御意見 （ □内は、該当する箇所 にレ印を付してください。 ）	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障はない。
	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。
	(1)支障（不利益）がある部分
	(2)支障（不利益）がある具体的な理由
連絡先	

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日付け 第 号で照会した

に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項・第107条第1項において準用する第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県警察本部長

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 （ ） _____

年 月 日付け 第 号で通知のあった開示決定について、個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出ます。

開示請求に係る保有個人情報	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法 （写しの送付を希望する場合）	同封する郵便切手の額 円
個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定による開示決定の通知のあった日（開示決定通知書を受領した日）	年 月 日
備考	

（注）1 「求める開示の実施の方法」の欄は、開示決定通知書に記載された求めることができる開示の実施の方法のうちから選択し、記入してください。

- 2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、備考欄にその旨及び当該部分を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県警察本部長

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____
電話 （ ） _____

個人情報の保護に関する法律第90条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報 を特定するに足りる 事項	（開示決定通知書の番号） 第 号 （日付） 年 月 日
	（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報）
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨）
	（理由）

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 （該当する箇所の□内にレ印を付し）		☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
本人の 状況等	（ふりがな） 本人の氏名	

	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ()
	本人の状況 (該当する箇所の□内 にレ印を付してくだ	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は 代理人の本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類	☐ 委任状（次の書類の添付を求めること。） (☐ 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 ☐ 本人の運転免許証の写し ☐ 本人の個人番号カードの写し ☐ その他 ())
担当所属	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

委任状

（代理人）

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所

氏名 印

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）

住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
決定内容及び理由	(内容) (理由)
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしない理由	
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 

年 月 日に訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、訂正決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、
個人情報の保護に関する法律第96条第1項前段の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本 人 の 氏 名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項後段の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)
	(連絡先) 担 当 所 属 名 : 所 在 地 : 電 話 番 号 :

担当所属	電話番号
備考	

提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正をしたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者の氏名等保有 個人情報を特定するための 情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び 理由	(内容) (理由)
担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県警察本部長

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 () _____

個人情報の保護に関する法律第98条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	(開示決定通知書の番号) 第 号 (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求の趣旨及び理由 〔 該当する箇所の□内にレ印を付してください。 〕	(趣旨) ☐ 個人情報の保護に関する法律第98条第1項 第1号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 個人情報の保護に関する法律第98条第1項 第2号該当 → 提供の停止
	(理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔 該当する箇所の□内にレ印を付してください。 〕	☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
--	--

本人の 状況等	(ふりがな)	
	本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ()
	本人の状況 (該当する箇所の□内にレ印を付してください。) ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者	

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書 類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他 ()
法定代理人が請求 する 場合の請求資 格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
任意代理人が請求 する 場合の請求資 格確認書類	☐ 委任状 (次の書類の添付を求めること。) (☐ 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 ☐ 本人の運転免許証の写し ☐ 本人の個人番号カードの写し ☐ その他 ())
担当所属	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

委任状

（代理人）

住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）

住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(内容) (理由)
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報	
利用停止をしない理由	
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第103条の規定（利用停止決定等の期間の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当所属	電話番号
備考	